

## 国家税務総局

# 「非居住者企業の派遣人員が中国域内で提供する役務に対する企業所得税徴収に係る問題の公告」を公布

トランザクションバンキング部  
中国調査室

国家税務総局はこの度、HP上で「非居住者企業の派遣人員が中国域内で提供する役務に対する企業所得税徴収に係る問題の公告」(国家税務総局公告2013年第19号、以下「公告」と略)を公布し、2013年6月1日より施行することを発表しました。

また、これに併せて、国家税務総局弁公庁は「公告」に関する解説を公表していますので、「公告」および国家税務総局弁公庁の解説の概要をご紹介します。

### 【公布の背景】

2008年1月1日の「中華人民共和国企業所得税法」施行以降、非居住者企業が域内企業(特に関連企業)に高級管理者や技術専門家を派遣し、域内企業が非居住者企業に対して派遣人員の給与、賃金、管理費等費用を支払う場合において、実務上、非居住者企業が中国域内に機構、場所を設立したと見なすかどうかの判断がしにくいという問題が指摘されていました。

こうした状況を踏まえ、「公告」は、非居住者企業の派遣人員が中国域内で提供する役務に対し、二つの角度から、機構・場所を設立したと見なすかどうかに関する判断要素を明確にしています。

① 基本判定要素: 派遣人員の業務結果の責任とリスクの負担

② 参考判定要素: 費用の支払状況に関する5項目<sup>1</sup>

### 【派遣人員に係る中国域内での機構・場所設立の定義と判定基準】

「公告」によれば、非居住者企業(以下、「派遣企業」)が、役務を受け入れる域内企業(以下、「接收企業」)に人員を派遣した場合において、派遣企業が派遣人員の業務結果に対する一部或いは全部の責任およびリスクを負担する場合、域内で機構・場所を設立したものとみなす(=基本判定要素)と規定の上、以下の五つの要素<sup>2</sup>(=参考判定要素)を合わせて判断することを要求しています。

<sup>1</sup> 5項目の詳細は次ページ図表1をご参照。

<sup>2</sup> 一般的に並列されている5項目のいずれかに該当し、基本判定要素にも該当する場合、機構・場所および常設機構を構成すると判定される。

**図表 1: 参考判定要素**

- 接收企業が派遣企業に管理費、サービス費の性質がある費用を支払う
- 接收企業が派遣企業に支払う費用の金額が、派遣企業による派遣人員の給与、賃金、社会保険費及びその他の費用の立替金を超過している
- 派遣企業が、接收企業が支払った関連費用の全額を派遣人員に支給せず一定金額を留保している
- 派遣企業が負担する派遣人員の給与、賃金に対し、中国で個人所得税が全額納付されていない
- 派遣企業が、派遣人員の人数、就業資格、給与標準、およびその中国域内の出勤地を確定する

一方、派遣企業が、接收企業における株主権益の行使、合法的な株主権益を保障するためにのみ人員を派遣し、中国域内で役務を提供する場合<sup>3</sup>については、中国域内で機構・住所、或いは常設機構を設立したとは認定しない、としています。

**【派遣行為に対する税務機関の重点審査】**

「公告」では、派遣企業と接收企業に対して、「非住民請負工事作業および役務提供税収管理弁法」(国家税務総局令第19条)の規定に基づき、企業所得税を計算の上、企業所得税を申告納税すると要求するとともに、主管税務機関に対して派遣行為に関する税務管理を強化することを求め、下記の点を重点的に審査し、派遣企業の所得税納税義務を確定することを求めています。

**図表2: 主管税務機関による審査のポイント**

- 派遣企業、接收企業と派遣人員の間で締結した契約協議或いは約定
- 派遣人員の業務職責、業務内容、業務査定、リスク負担など方面の具体的な規定を含む、派遣企業或いは接收企業の派遣人員に対する管理規定
- 接收企業が派遣企業に支払う金額、および関連財務処理状況、派遣人員個人所得税の申告納税資料
- 接收企業の、相殺取引、債権の放棄、関連取引、或いはその他の形式を通じた隠蔽支払に係る派遣行為関連費用の有無

以 上

<sup>3</sup>派遣人員が派遣企業のために接收企業に対して投資関連アドバイスを提供し、派遣企業を代表して接收企業の株主大会或いは董事会などの活動に参加することを含む。

以下は規定の原文と日本語仮訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;"><b>国家税务总局</b></p> <p style="text-align: center;"><b>关于非居民企业派遣人员在中国境内提供劳务征收企业所得税有关问题的公告</b></p> <p style="text-align: center;">国家税务总局公告 2013 年第 19 号</p> <p>根据《中华人民共和国企业所得税法》及其实施条例、中国政府对外签署的避免双重征税协定（含与香港、澳门特别行政区签署的税收安排，以下统称税收协定）以及《国家税务总局关于印发〈中华人民共和国政府和新加坡共和国政府关于对所得避免双重征税和防止偷漏税的协定及议定书条文解释〉的通知》（国税发〔2010〕75号）等规定，现就非居民企业派遣人员在中国境内提供劳务征收企业所得税有关问题公告如下：</p> <p>一、非居民企业（以下统称“派遣企业”）派遣人员在中国境内提供劳务，如果派遣企业对被派遣人员工作结果承担部分或全部责任和风险，通常考核评估被派遣人员的工作业绩，应视为派遣企业在中国境内设立机构、场所提供劳务；如果派遣企业属于税收协定缔约对方企业，且提供劳务的机构、场所具有相对的固定性和持久性，该机构、场所构成在中国境内设立的常设机构。</p> <p>在做出上述判断时，应结合下列因素予以确定：</p> <p>（一）接收劳务的境内企业（以下统称“接收企业”）向派遣企业支付管理费、服务费性质的款项；</p> <p>（二）接收企业向派遣企业支付的款项金额超出派遣企业代垫、代付被派遣人员的工资、薪金、社会保险费及其他费用；</p> <p>（三）派遣企业并未将接收企业支付的相关费用全部发放给被派遣人员，而是保留了一定数额的款项；</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家税務総局</b></p> <p style="text-align: center;"><b>非居住者企業の派遣人員が中国域内で提供する役務に対する企業所得税徴収に係る問題の公告</b></p> <p style="text-align: center;">国家税務総局公告 2013 年第 19 号</p> <p>「中華人民共和国企業所得税法」およびその实施条例、中国政府が対外締結した二重課税回避租税協定（香港、マカオ特別行政区と締結した租税計画を含む、以下、すべて「租税協定」に統一）、および「国家税務総局『中華人民共和国政府とシンガポール共和国政府による所得税二重徴収回避および脱税防止に係る協定及び議定書条文解釈』の印刷公布に関する通知」（国税発[2010]75号）などの規定に基づき、非居住者企業の派遣人員が中国域内で提供する役務に関する企業所得税徴収に係る問題について、以下の通り公告する：</p> <p>一、非居住者企業（以下、「派遣企業」に統一）の派遣人員が中国域内で役務を提供し、派遣企業が派遣人員の業務結果の一部、或いはすべての責任とリスクを負担し、派遣人員の業務業績に通常の評価・査定を行う場合は、派遣企業が中国域内で設立した機関・場所で役務を提供しているものと見なす。派遣企業が租税協定締結先の企業で、且つ役務を提供する機構・場所が相対的に固定性と持続性を有する場合、当該機構・場所は中国域内で設立された常設機構と見なす。</p> <p>上記判断を行う場合、以下の要素を合わせて確定しなければならない。</p> <p>（一）役務を受け入れる域内企業（以下、「接收企業」に統一）が、派遣企業に管理費、サービス費の性質がある費用を支払う。</p> <p>（二）接收企業が派遣企業に支払う費用の金額が、派遣企業による派遣人員の給与、賃金、社会保険費及びその他の費用の立替金を超過している。</p> <p>（三）派遣企業が、接收企業が支払った関連費用の全部を派遣人員に支給せず一定金額を留保している。</p>

(四) 派遣企业负担的被派遣人员的工资、薪金未全额在中国缴纳个人所得税;

(五) 派遣企业确定被派遣人员的数量、任职资格、薪酬标准及其在中国境内的工作地点。

二、如果派遣企业仅为在接收企业行使股东权利、保障其合法股东权益而派遣人员在中国境内提供劳务的, 包括被派遣人员为派遣企业提供对接收企业投资的有关建议、代表派遣企业参加接收企业股东大会或董事会议等活动, 均不因该活动在接收企业营业场所进行而认定为派遣企业在中国境内设立机构、场所或常设机构。

三、符合第一条规定的派遣企业和接收企业应按照《非居民承包工程作业和提供劳务税收管理暂行办法》(国家税务总局令第19号)规定办理税务登记和备案、税款申报及其他涉税事宜。

四、符合第一条规定的派遣企业应依法准确计算其取得的所得并据实申报缴纳企业所得税; 不能如实申报的, 税务机关有权按照相关规定核定其应纳税所得额。

五、主管税务机关应加强对派遣行为的税收管理, 重点审核下列与派遣行为有关的资料, 以及派遣安排的经济实质和执行情况, 确定非居民企业所得税纳税义务:

(一) 派遣企业、接收企业和被派遣人员之间的合同协议或约定;

(二) 派遣企业或接收企业对被派遣人员的管理规定, 包括被派遣人员的工作职责、工作内容、工作考核、风险承担等方面的具体规定;

(三) 接收企业向派遣企业支付款项及相关账务处理情况, 被派遣人员个人所得税申报缴纳资料;

(四) 派遣企業が負担する派遣人員の給与、賃金に対し、中国で個人所得税が全額納付されていない。

(五) 派遣企業が派遣人員の人数、就業資格、給与標準、およびその中国域内の勤務場所を確定する。

二、派遣企業が、接收企業における株主権利の行使、合法的な株主権益を保障するためにのみ、人員を派遣し、中国域内で役務を提供する場合(派遣人員が派遣企業のために接收企業に対して投資関連アドバイスを提供し、派遣企業を代表して接收企業の株主大会或いは董事会などの活動に参加することを含む)、いずれも当該活動は接收企業の営業場所で行われることから、派遣企業が中国域内で機構・場所、或いは常設機構を設立したとは認定しない。

三、第一条の規定に合致する派遣企業および接收企業は、「非居民請負工事作業および役務提供税収管理暫定弁法」(国家稅務總局令第19条)の規定に基づき、稅務登記と届出、税金申告及びその他の納税に係る手続を行わなければならない。

四、第一条の規定に合致する派遣企業は、法に基づき取得した所得を正確に計算し、事実通りに企業所得稅を申告納税しなければならない。事実通り申告できなかった場合、稅務機關は関連規定に基づき、その納税すべき所得額を査定する権限を有する。

五、主管稅務機關は、派遣行為に対する稅収管理を強化し、以下の派遣行為の関連資料、および派遣計画の經濟的実質と執行状況を重点的に審査し、非居住者企業の所得稅納稅義務を確定しなければならない:

(一) 派遣企業、接收企業および派遣人員の間で締結した契約協議或いは約定。

(二) 派遣人員の業務職責、業務内容、業務査定、リスク負担等の方面の具体的な規定を含む、派遣企業或いは接收企業の派遣人員に対する管理規定。

(三) 接收企業が派遣企業に支払う金額、および関連財務処理状況、派遣人員個人所得稅の申告納稅資料。

<p>(四) 接收企业是否存在通过抵消交易、放弃债权、关联交易或其他形式隐蔽性支付与派遣行为相关费用的情形。</p> <p>六、主管税务机关根据企业所得税法及本公告规定确定派遣企业纳税义务时，应与被派遣人员提供劳务涉及的个人所得税、营业税的主管税务机关加强协调沟通，交换被派遣人员提供劳务的相关信息，确保税收政策的准确执行。</p> <p>七、各地在执行本公告规定对非居民企业派遣人员提供劳务进行税务处理时，应严格按照有关规定为派遣企业或接收企业及时办理对外支付相关手续。</p> <p>八、本公告自 2013 年 6 月 1 日起施行。本公告施行前发生但未作税务处理的事项，依据本公告执行。</p> <p>特此公告。</p> <p style="text-align: right;">国家税务总局 2013 年 4 月 19 日</p> <p>分送：各省、自治区、直辖市和计划单列市国家税务局、地方税务局。</p>	<p>(四) 接收企業の、相殺取引、債権放棄、関連取引或いはその他の形式を通じた隠蔽性支払に係る派遣行為関連費用の有無。</p> <p>六、主管税務機関は、企業所得税法および本公告の規定に基づき派遣企業の納税義務を確定する際に、派遣人員が提供する役務に係る個人所得税、営業税の主税務機関との協調・交流を強化し、派遣人員の役務提供に関する情報を交換し、税收政策を確実に執行しなければならない。</p> <p>七、各地は、本公告の規定を執行し、非居住者企業の派遣人員による役務提供に対する税務処理を行う際に、厳格に、関連規定に基づき、派遣企業、或いは接收企業のために、遅滞なく對外支払関連手続を行わなければならない。</p> <p>八、本公告は 2013 年 6 月 1 日より施行する。本公告施行以前に発生した税務処理されていない事項は、本公告に基づき執行する。</p> <p>ここに特に公告する。</p> <p style="text-align: right;">国家稅務總局 2013 年 4 月 19 日</p> <p>配布：各省、自治区、直辖市と計画单列市国家稅務局、地方稅務局。</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部中国調査室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室**

北京：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯豐大厦 22 階 照会先：張垂秋 TEL021-6888-1666 ext.4250

丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255